



「 企業年金の最新動向 」

信託業界・生命保険業界・JA共済連に関する企業年金の受託概況(平成24年3月末現在、速報値)が先月25日に公表されました。今年は適格退職年金が廃止されたことに伴い、確定給付型制度としては厚生年金基金と確定給付企業年金の2制度のデータが示されました。厚生年金基金については受託件数577件、加入者数440万人、一方、確定給付企業年金は受託件数14,991件、加入者数801万人となり、資産残高は厚生年金基金が26兆8,945億円(対前年比3.4%減)確定給付企業年金が45兆3,407億円(対前年比8.0%増)となり、合計で72兆2,353億円となりました。

また今年度から、確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成24年3月末現在、速報値)も記録関連運営機関の管理データを基に、運営管理機関連絡協議会が作成し、公表するようになりました。確定拠出年金の規約数は対前年比543件(対前年比15.1%)増加の4,136件、加入者数は対前年比51万人(対前年比13.6%)増加の423万人、資産額は、対前年比9,928億円(対前年比19.9%)増加の5兆9,763億円となりました。

確定拠出年金の規約数や加入者数は順調に増加しており、特に加入者数は厚生年金基金に迫る勢いです。一方で、資産残高はまだまだ確定給付型制度には及ばず、今後、いかに増やしていくかが関係者の課題となっていますが、60歳以前に給付の引き出しが原則できないこと、拠出限度月額が存在することによる制約で退職給付制度の一部に留まってしまうこと、そもそも掛金拠出余力が小さい導入企業も多くあり、これらの制約をなくす、若しくは改善することが要望として関係者からあげられています。

なお、5月8日に成長ファイナンス推進会議の中間報告が公表されましたが、確定拠出年金を導入して10年も経つのに、[確定給付型制度の規模に対し、確定拠出年金は少額に留まっている](#)ことが指摘されており、確定拠出年金の制度拡充を図り、成長マネーの供給拡大を図りたいとされています。年金確保支援法(平成24年1月施行)によりマッチング拠出は既に実施されていますが、さらなる制度拡充を図る観点から、拠出限度額の拡大や複数年度で管理する方法など限度額の使い残しへの対策、公務員や専業主婦など、加入対象者の拡大、継続投資教育に加え、年金運用の基本原則たる分散投資の促進に向けた資産運用の改善策を検討しています。

5月17日に企業会計基準委員会より、企業会計基準第26号「[退職給付に関する会計基準](#)」及び企業会計基準適用指針第25号「[退職給付に関する会計基準の適用指針](#)」が公表されました。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の変更や注記の拡充、退職給付債務及び勤務費用の計算方法として、退職給付見込額の期間帰属方法の見直し(期間定額基準と給付算定式基準の選択)、割引率の算定において、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法、または退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法の選択、昇給率の算定に「予想される」昇給等を含むものとする等があげられています。

特に最初にあげた改正については、単体決算では対象とされませんが、連結決算においては貸借対照表に計上していなかった未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を、税効果調整の上で貸借対照表の純資産の部で認識することが求められるため、積立不足となる債務が従前以上に拡大することで、企業の自己資本を圧迫することになります。2013年4月1日以後、開始事業年度の期末から上場企業は強制適用となっており、公開草案で予定していた適用時期から2年

ほど遅れはしますが、確定給付型の企業年金や退職一時金制度は影響を受け、確定拠出年金への移行も検討されるかもしれません。しかし、現在の課題となっている点が解決されない限り、給付減額や解散による対応がなされるだけで、確定拠出年金の発展には寄与しない可能性があります。

AIJ問題に絡んで、厚生年金基金の廃止が提案されていますが、そのためのプロセスは明らかになっておらず、解散時の不足金の財源手当も公的資金の拠出は考えていないとされています。現在の厚生年金基金制度には欠陥があるかもしれませんが、「欠陥があるから廃止してしまえ」ではなく、困難を乗り越えて現行規制下で運営できている基金が過半数あることを鑑みて、継続する方法も十分に検討できるのではと思います。適格退職年金の約3割しか企業年金に移行しなかったことを考えると、厚生年金基金の廃止後の姿も予想することができ、安易な廃止はできないのではないのでしょうか。

それでも、厚生年金本体への影響を避けるために、厚生年金基金を廃止するのであれば、加入企業の多くを占めている中小企業の制度の受け皿となる確定給付企業年金や確定拠出年金の規制緩和は重要であり、特に確定拠出年金は、先に指摘した60歳以前の退職時の給付も検討してほしいところですが、様々な事務負担を発生させている拠出限度額についても、見直しを検討できないのでしょうか。例えば、確定給付型の制度のように拠出限度額をなくして、給付時の課税で給付額をコントロールする方法も考えられます。マッチング拠出の制約も解消でき、中小企業の制度としてわかりやすくなり、事務負担の軽減も図れるのではと思います。

<著者プロフィール>

中林 宏信 氏

年金数理人、社団法人日本アクチュアリー会正会員、トータル・ライフ・コンサルタント（生保協会認定FP）日本商工会議所認定1級DCプランナー、確定拠出年金普及協会認定DCアドバイザー等。

日本年金数理人会、日本アクチュアリー会、厚生年金基金連合会（現企業年金連合会）、生命保険協会等の各委員会の委員・委員長を歴任、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金等の年金財政・コンサルティング、退職給付会計の算定・検証・コンサルティングを中心に活動。

生命保険計理・商品分野や収益・リスク管理分野、資産運用分野にも詳しく、講演・執筆活動も多数。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、FP 実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488